

議案第 26 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 26 年 8 月条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 3 の見出しを「（子の看護等休暇）」に改め、同条中「を看護する」を「の看護等の」に、「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

一般職の国家公務員の勤務時間、休日及び休暇に関する制度に鑑み、子の看護休暇に関する見直しを行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。